指定後の各種手続きについて

(1)変更届出書の提出について

・ 変更のあった日から10日以内に届出を行うこと。

・居宅サービスに係る変更等の各種届出の取り扱いについて
⇒ (https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000199861.html)
・指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者の指定関係様式集
⇒ (https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000344640.html)
・地域密着型サービスに係る変更等の各種届出の取扱いについて
⇒ (https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000402749.html)
・指定介護予防支援事業者の変更届について
⇒ (https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000086284.html)
・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)事業者に係る各種届出の取扱いについて
⇒ (https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000246410.html)
・介護老人保健施設事業者に係る各種届出の取扱いについて
⇒ (https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000246308.html)
・介護療養型医療施設事業者に係る各種届出の取扱いについて
⇒ (https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000246769.html)

※変更届出書の提出に伴う留意事項について

①変更届出書の提出に伴い事業所番号が変更となる場合について
・事業所番号は、同一所在地・同一名称の事業所に対して1つの事業所番号となる。
(事業所番号が変わる場合は、事前にご相談ください。)

・市町村(大阪市の場合は区)を超えて事業所の所在地を移転した場合

・複数の介護保険サービス事業を同一名称で運営し、一部の事業所名を変更した場合

・複数の介護保険サービス事業を異なる名称で運営し、全ての事業所名を統一した場合

②事業所番号が変更となった場合に必要な手続きについて
・事業所番号、事業所名称、事業所の所在地が変更となった場合。

(ⅰ)居宅介護支援事業者及び居宅サービス事業者並びに利用者に対する介護保険事業所番号等の変更の周知徹底

(ⅱ)国民健康保険団体連合会に対する所定の手続き
(詳細は連合会へお問い合わせください)

(ⅲ)生活保護法の規定による介護機関の指定を受けている場合は、所管する福祉事務所への変更届出などの所定の手続き
(詳細は各区役所の生活保護担当へお問い合わせください)

※指定居宅介護支援事業者は次の手続きも必要となります。
(ⅳ)事業所番号、事業所の名称に変更があった場合、利用者の方が市町村に提出している「居宅サービス計画作成依頼届出書」の変更

(2)介護給付費算定に係る体制等に関する届出(加算の届)について

①算定時期を確認のうえ、事前に届出を行うこと。
②通所事業所の事業所規模による区分の変更が生じた場合、変更の届出を行うこと。

・通所介護事業所及び通所リハビリテーション事業所の大幅な定員の変更は、事業所規模による区分の変更の届出が必要となる場合があるので、定員の変更に際しては事業所規模を確認すること。

・なお、地域密着型通所介護(定員18名以下)から通所介護(定員19名以上)に移行する場合は変更ではなく、廃止及び新規による手続きが必要となる。(逆も同様)

・通所介護事業所及び通所リハビリテーション事業所において、毎年3月に前年の4月から2月までの実績により4月以降の事業所規模の算定区分の確認を行うこと。

※大阪市ホームページ　(https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000203914.html)

※介護職員処遇改善加算及び特定処遇改善加算について

①加算を算定する場合について
・加算を算定する前年度の2月末日までに届出を行うこと。

【注意】
◆期日までに届出がない場合は、4月からの算定はできません。年度途中からの算定となります。
◆届出については、郵送等による送付の対応で、介護保険課(指定・指導グループ)あてとなります。

・年度の途中で加算を算定する事業者は、算定する月の前々月の末日までに届出を行うこと。

②実績報告書の提出について
・加算を算定した事業者は、7月末日までに実績報告書を提出し、5年間保存すること。
・事業所の休止・廃止を行った場合であっても実績報告書の提出は必要です。

各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに、つまり、年度最終月の3月分の介護報酬が5月に支払われるので、その翌々月の7月末日までに大阪市長あてに提出すること。

【注意】
◆計画書どおりに処遇改善が実施されていない場合、返還を求めることがあります。
◆届出先については、窓口の変更にかかわらず、全て介護保険課(指定・指導グループ)となります。

(3)廃止・休止・再開届出書について

①事業を廃止する場合:　廃止届を廃止予定日の1カ月前までに届け出ること。
②事業を休止する場合:　休止届を休止予定日の1カ月前までに届け出ること。(休止期間は最大でも6カ月間まで。)
③事業を再開する場合:　再開届を再開後10日以内に届け出ること。(必ず再開前にご相談ください)

(4)業務管理体制の整備に関する届出

・業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書の届出先について以下のとおりです。

区分		届出先
①全ての事業所等が大阪市内に所在		大阪市長(福祉局高齢者施策部介護保険課)
②全ての事業所等が大阪府内に所在[①を除く]		大阪府知事(福祉部高齢介護室介護事業者課)
③事業所等が2以上の都道府県に所在		
	事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在	厚生労働大臣
	上記以外の事業者	事業者の主たる事務所が所在する都道府県知事

※大阪市ホームページ　(https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000308354.html)

（5）指定の更新制度について

① 指定の更新制度について

・平成18年4月の介護保険法の改正により、新たに指定の更新制度が設けられました。これに伴い、指定介護保険事業者として事業を実施するためには、一定期間（6年）毎に指定の更新を受けていただくことが必要となります。

・この指定の更新を受けなければ、規定の効力を失い介護報酬が請求できなくなりますのでご注意ください。

② 指定の有効期間

指定の有効期間は6年となります。

③ 更新手続きについて

・更新手続きが必要な事業所には、指定有効期間満了の概ね3か月前に更新申請について郵送によりお知らせします。2か月前になっても更新のお知らせが届かない場合は、介護保険課（指定・指導グループ）までご連絡ください。

・更新の可否について確認を行います。（確認については、電話・FAX等で行います）

・更新には手数料が必要となります。納入通知書が届きましたら期日までに納付してください。

・更新の意思がない場合は、現在の利用者に対する廃止後のサービス提供方法について確認を行います。

④ 更新通知書の交付

・更新の手続きが完了した場合には、更新通知書を交付します。次回の更新は、更新通知の期日に関わらず当初の期日の翌日が次回の起算日となります。（更新通知書に有効期限を記載）

・なお、地域密着型サービス事業所のうち、他市町村の被保険者が利用している場合には、当該市町村に対しても更新手続きが必要となります。

※ 大阪市ホームページ

指定介護保険事業者の指定更新について

⇒ https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000177657.html

地域密着型サービス事業者の更新

⇒ https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000004486.html

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）事業者に係る各種届出の取扱いについて

⇒ https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000246409.html

介護老人保健施設事業者に係る各種届出の取扱いについて

⇒ https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000246307.html

介護療養型医療施設事業者に係る各種届出の取扱いについて

⇒ https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000246768.html

（重要）

感染拡大防止のためのチェックリスト、リーフレット及び動画を掲載しています。
事業開始前に必ずご確認ください。
★新型コロナウイルス感染症関係の情報提供について
介護保険事業者の方への情報提供について（新型コロナウイルス感染症関係）

⇒ https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000497459.html